

奈良県新型コロナウイルス等対策行動計画の改定について

01. 行動計画とは

新型コロナウイルス等対策特別措置法[第7条]に基づく法定計画であり、政府行動計画に基づき、新型コロナウイルス等※の発生に備え、対策の基本的方針、平時の準備及び感染症発生時に選択肢となる対策等を定めた計画

※対象とする感染症：新型コロナウイルス等感染症[第6条第7項]、指定感染症[第6条第8項]、新感染症[第6条第9項]

趣旨 次なる感染症危機対応を行うに当たって、**感染拡大防止と社会経済活動のバランス**を踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる奈良県を目指す

02. 改定の要点 - R7年6月改定 -

政府行動計画の改定内容に沿って、本県における**新型コロナ対応への課題も踏まえ**、県行動計画を改定

対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、**県民の生命及び健康を保護**する
- ・**県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小**となるようにする

(1) 平時の準備の充実

- ・**県感染症対策連携協議会等を活用**し、有事における医療提供体制や保健所業務等について、平時より関係機関・団体で協議し、準備と合意形成を図る
- ・感染症予防計画等に基づき、**県と医療機関等との協定を締結**し、感染症発生時の医療及び検査の体制立ち上げを迅速に行う体制を確保
- ・**感染症指定医療機関等と連携**し、平時より実効性のある**訓練を定期的に実施**
- ・**有時における庁内組織体制**を検討

(2) 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、**中長期的に複数の波**が来ることも想定して対策を整理
- ・国の方針や状況の変化に応じて、基本的人権を尊重しながら、**感染拡大防止と社会経済活動のバランス**を踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

(3) 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・期 間 **準備期、初動期、対応期**の3つの期間に分けて対策を整理
- ・対 策 項 目 6項目→**13項目へ拡充**（右表参照）
- ・横断的視点 ① 人材育成、② 国（統括庁等）や市町村等との連携、③ DXの推進

(4) 実行性確保のための取組

- ・行動計画に沿った取組を推進するとともに、実施状況を毎年度確認（県感染症対策連携協議会等で報告）
- ・概ね6年毎の政府行動計画の見直し検討の状況等を踏まえ、必要に応じて改定

（これまでの経緯）

- ・県行動計画は、新型コロナウイルス(H1N1)対応の経験を経て、H24年に制定された特措法を受けて、**H25年度に策定**
- ・**新型コロナウイルス感染症**については、R2年3月の特措法改正以降、R5年5月に5類感染症に位置づけられるまで、**特措法の適用対象として対応**が行われた
- ・R6年7月、次なる感染症危機への対応に備え、国の政府行動計画が改定されたことを受け、**R7年6月、県行動計画**を策定以来初めて**全面的に改定**

現 行
I はじめに
II 新型コロナウイルス等対策に関する基本的な指針
III 各発生段階における対策
（1）実施体制
（2）サーベイランス・情報収集
（3）情報提供・共有
（4）予防・まん延防止
（5）医療
（6）県民生活及び県民経済の安定の確保
IV 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策



改定後
第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と県行動計画
第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針
第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組
第 1 章 実施体制
第 2 章 情報収集・分析
第 3 章 サーベイランス
第 4 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
第 5 章 水際対策 NEW
第 6 章 まん延防止
第 7 章 ワクチン NEW
第 8 章 医療
第 9 章 治療薬・治療法 NEW
第10章 検査 NEW
第11章 保健 NEW
第12章 物資 NEW
第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保